

にんようせいおんぞんちりょう 妊孕性温存治療支援事業について



1. 事業内容

将来子どもを産み育てることを望むがん患者さんの経済的負担の軽減を図るための事業

<妊孕性温存治療>

生殖機能が低下する又は失う可能性のあるがん治療等に関して、精子、卵子又は卵巣組織を採取して凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連医療行為、又は卵子を採取受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

<温存後生殖補助医療>

妊孕性温存治療で凍結した検体を用いた生殖補助医療又は妊孕性温存治療を受けた者が受ける生殖補助医療のこと。

2. 対象となる方

<妊孕性温存治療>

- (1) 妊孕性温存治療の凍結保存時に43歳未満の方
- (2) 申請時において市内に住所を有する方
- (3) 裾野市不妊・不育症治療費補助金交付要綱に基づく支給又は他の地方公共団体が実施する類似の支給を妊孕性温存治療開始日において受けていない方
- (4) 従前に実施要項に基づく支給又は他の地方公共団体が実施する類似の支給を受けていない方
- (5) ①小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受けている場合
以下のいずれかに該当する原疾患の治療を受けている方
ア 「小児・AYA世代がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療
イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患（乳がん（ホルモン療法）等）
ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患（再生不良性貧血・遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群）、先天性代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等）
エ アルキル化剤が投与される非がん疾患（全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎、皮膚筋炎、ベーチェット病等）
②小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受けていない場合
ア 小児・AYA世代がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失うおそれがあると医師に診断された方
- (6) 県が示す医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

<温存後生殖補助医療>

- (1) 市の規定する確認方法により婚姻関係の確認がなされた方
- (2) 温存後生殖補助医療の治療初日における妻の年齢が43歳未満である方
- (3) 申請時において市内に住所を有する方
- (4) 夫婦のいずれかが温存後生殖補助医療の治療を受けた場合であって、温存後生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- (5) 県が指定する医療機関の生殖補助医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖

補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認める方

- (6) 裾野市不妊・不育症治療費補助金交付要綱に基づく支給又は他の地方公共団体が実施する類似の支給を妊孕性温存治療開始日において受けていない方

3. 対象となる経費

＜妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療＞

精子・卵子、卵巣組織の採取及び凍結、胚（受精卵）の凍結並びに温存後生殖補助医療の凍結に要する費用で（初回の保存に要する費用も含む。）、保険適用外の費用。（入院費、入院時の食事代等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用を除く）

4. 助成金の額

区分	治療の内容	補助上限金額
(1) 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受けている場合の妊孕性温存治療	胚(受精卵)凍結保存	5万円
	未受精卵子凍結保存	20万円
(2) 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受けていない場合の妊孕性温存治療	精子凍結保存	2万5千円
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	35万円
	胚(受精卵)、未受精卵子又は卵巣組織凍結保存	40万円
(3) 温存後生殖補助医療	凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
	凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
	凍結した卵巣組織を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4
	凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞は発達しない、または排卵したが終了したため中止した場合及び排卵準備中、体調不良により中止した場合は対象外

5. 補助の回数

＜妊孕性温存治療＞

補助対象者1人につき通算2回

＜温存後生殖補助医療＞

初めて温存後生殖補助医療の補助を受けた際の治療期間の初日に妻の年齢が40歳未満である場合通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで。

出産した場合は事実を確認した上でこれまで受けた補助回数をリセットする。

6. 申請方法

下記の書類をそろえて、健康推進課（裾野市石脇524-1 福祉保健会館1階）に、ご提出ください。

<妊孕性温存治療>

- ① 裾野市妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請書(妊孕性温存治療分)(様式第1号)
- ② 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書(妊孕性温存治療実施医療機関)(様式第4号)
- ③ 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第5号)
- ④ 化学療法及び放射線治療による性腺毒腺のリスク分類表(様式第5号の2)
- ⑤ 助成の対象となる妊孕性温存治療費用の領収書
- ⑥ 夫・及び妻の戸籍謄本または全部事項証明書(届出をしており、かつ胚(受精卵)凍結に係る治療をした場合に限る。)

<温存後生殖補助医療>

- ① 裾野市妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請書(温存後生殖補助医療分)(様式第6号)
- ② 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)(様式第7号)
- ③ 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第5号)
- ④ 化学療法及び放射線治療による性腺毒腺のリスク分類表(様式第5号の2)
- ⑤ 助成の対象となる妊孕性温存治療費用の領収書
- ⑥ 夫・及び妻の戸籍謄本または全部事項証明書

※治療内容や国の研究事業への同意の有無により、県知事あての申請になる場合があります。その場合も裾野市健康推進課で受け付けます。詳細はフローチャートをご覧ください。

7. 申請期限

治療終了日の属する年度内に申請してください。

やむを得ない期限までの申請が困難な場合には健康推進課へご相談ください。

8. 申請後の流れ

- ① 裾野市健康推進課へ申請書を提出(不備がある場合はその場で受付することができません)
- ② 交付・不交付決定
「裾野市妊孕性温存治療支援事業費補助金(支給・不支給)決定通知書」により通知します。
通知が届くまでに2週間から1か月程度かかります。
- ③ 補助金の請求(請求書は交付決定通知とともに同封されます。)
下記2点をお持ちいただき健康推進課へ提出してください。
ア「裾野市妊孕性温存治療支援事業費補助金請求書」(申請書と同様の印鑑で押印)
イ 振込先の通帳またはキャッシュカード(口座番号・支店名がわかるもの)
振込までに2週間から1か月ほどかかります。
- ④ 補助金交付 (請求書に記入された振込先に補助金が振り込まれます。)



お問い合わせ：裾野市健康推進課

住所：裾野市石脇 524-1 福祉保健会館 1 階 電話：055-992-5711

妊よう性温存治療費助成の申請について

妊よう性温存治療（温存後生殖補助医療を含む）費助成を申請する場合、国制度（県知事あて申請）と、県独自制度（市町長あて申請）と、どちらの申請に当てはまるか、①～③により確認をお願いします。

① あなたが妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どこですか。

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
沼津市	岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
御殿場市	共立産婦人科医院

→ 3.市町長あて申請
(県独自制度)

静岡市	俵 IVF クリニック
浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、アクトタワークリニック
沼津市	いながきレディースクリニック

↓

② 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・患者アプリ（アプリ名：3H P-Guardian）の登録が必要です。

同意 → 3.市町長あて申請
しない (県独自制度)

↓ 同意する

③ 妊よう性温存治療は、何ですか。

<ul style="list-style-type: none"> ・卵子凍結（20万円以下） ・胚凍結（35万円以下） ・上記以外 （<ul style="list-style-type: none"> ・卵巣組織凍結（組織再移植を含む） ・精子凍結 ・精巣内精子採取凍結 ・温存後生殖補助医療 ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卵子凍結（20万円超） ・胚凍結（35万円超）
---	---

↓

2.県知事あて申請
(国制度)

↓

2.県知事あて申請
(国制度)

+

3.市町長あて申請
(県独自制度)